水道使用開始申込書

雫石町長　　　様

　給水を受けたいので雫石町水道事業給水条例第17条の規定により申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請年月日 | 　　　年　　　月　　　日 | 利用状況 | □ 新規　□ 再開栓 |
| お客様番号 |  | メーター番号 |  |
| 水道使用場所 |  |
| （方書） |
| 水道使用者 | （フリガナ） | 生　年　月　日 |
|  | 年　　月　　日 |
| 電話番号 | －　　　－ | E-mail | 　　　　　　　　@　　　　　　　　　　 |
| FAX番号 | －　　　－ |
| 届出人 | □ 水道使用者に同じ　　　　□ 水道使用者以外 |
| ※上記以外の場合に記載 | 水道使用者との関係 | □親族　　　□家主□不動産会社□その他（　　　　　　） |
| 届出人氏名：　　　 |
| 連絡先：　　　　―　　　― |
| 使用開始年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日　　　 | 午前 ・ 午後 | 　時 希望 |
| 申込方法 | □ 窓口　　　□ 電話　　　□ ＦＡＸ　　　□ 郵送 |
| 使用用途 | □ 一般用　　　　□ 一般用以外　　　　□ 温泉旅館用　 |
| 納付方法 | □ 納付書 | 送付先 | □上記使用場所□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ 口座振替　（別途口座振替申込必要） |
| 一、この申込みにより、貴殿は当町と給水契約を締結することになり、〔雫石町水道事業給水条例〕及び〔雫石町水道事業給水条例施行規程〕が定型約款となります。一、給水契約の開始にあたり、貴殿は上記定型約款に合意したものとみなされます。　定型約款について文書での送付を希望しますか？□ 希望する　　　　□ 希望しない（ホームページを閲覧する） |
| 備考欄 |  |

※水道使用開始にかかる開栓の作業は、原則、平日の朝９時から夕方５時までとなっています。　当該使用開始の申込みについては、開始希望日の５日前までに提出してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※町使用欄 | 水栓番号 |  | 行政区 |  | 担当者処理欄 |  |
| 検針日 | 　　　　　日 |
| 開栓時指針 |  |